

資料 4

警察庁説明資料

施策名：「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。



都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導。

平成30年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導。
（平成31年度概算要求額：28,156千円）

施策名：「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

- 性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、
 - 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」の運用
 - 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知
 - 性犯罪被害相談電話の更なる無料化を実施する。
- （平成31年度概算要求額：12,544千円）



原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁生活安全部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第80号、丁刑企発第55号
 丁生企発第367号、丁少発第212号
 平成29年6月26日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について
 (通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行される。改正の趣旨等については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の点に留意して、関係規定の適切な運用を推進されたい。

なお、法務省から各検察庁に対して、改正概要等を示した通達(別添参照)が発出されたので、参考とされたい。

記

1 関係規定の適切な運用

(1) 適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進

性犯罪捜査については、これまでも組織的かつ重点的に推進してきたところであるが、悪質重大な性犯罪に対して厳正な対処を求める国民の期待に応えるためには、これまで以上に、適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進が求められる。特に、改正法により構成要件に変更のあった罪、新たに規定が設けられた罪等については、収集した証拠資料や関係者から得られた供述を吟味した上で、関係規定の適切な運用を図ること。

(2) 警察本部による指導の徹底

性犯罪捜査においては、従来から各都道府県警察本部に設置された性犯罪捜査指導官等により、被害の届出から事件終結まで継続的に指導を実施しているところであるが、強姦罪等の非親告罪化を含め、今回の改正に関する事項についても、警察本部による捜査指導をよりきめ細やかに実施すること。

2 指導教養の徹底

性犯罪の認知時においては、刑事、生活安全部門の捜査員を始め、様々な警察職員がその対応を求められることがあることから、改正法の規定内容等と

もに、被害者の心情に配慮した対応がなされるよう十分な指導教養を実施すること。

3 体制の整備

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等を引き続き促進し、被害者の望む性別の警察官によって対応することができる体制の整備に努めるとともに、今回の改正規定が適切に運用されるよう、警察職員に対する指導教養を行う体制の整備に努めること。

4 性犯罪への組織的対処

改正法の内容を含めた関係規定の適切な運用を図るとともに、より適正かつ緻密な性犯罪捜査を推進するため、性犯罪については、被害相談の段階から警察本部で確実に把握するなどにより、組織的対処がなされるよう徹底すること。

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁総務部長
 警視庁生活安全部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校警務教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長
 各管区警察局総務(監察)部長

警察庁丁捜一発第81号、丁給厚発第238号
 丁少発第227号、丁刑企発第58号
 平成29年7月5日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁長官官房給与厚生課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局刑事企画課長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について(通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、本年7月13日から施行される。改正の趣旨及び要点については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、引き続き被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進されたい。

記

1 捜査過程における被害者への配慮

(1) 被害者のプライバシー等に対する配慮

性犯罪においては、被害者が推知されたり、被害状況等が明らかとなることで、被害者のプライバシー等が著しく侵害されるおそれがあることから、被害者のプライバシー等の保護に配慮することが極めて重要である。

各種捜査活動においては、性犯罪の被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、実況見分等の捜査活動や医療機関への付添い等の警察施設外における活動の際は、可能な限り被害者が人目に付かないように配慮すること。

また、警察施設内であっても、被害者からの事情聴取等に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境において行うこと。

(2) 被害の届出等の適切な対応

性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠の保全等の必要な事項についても丁寧に説明すること。

また、性犯罪被害に係る届出や相談をしやすい環境の整備に努めること。

(3) 被害者の希望を踏まえた対応

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、被害者の望む性別の警察職員によって対応することが必要であることから、性犯罪被害の届出等の際には、対応する警察職員の性別に関する希望を確認するなどして、適切に対応すること。

また、事情聴取等の際は、可能な限り被害者の都合等を考慮するなど、被害者の負担軽減に努めること。

(4) 重複聴取の防止

性犯罪の被害者が、自らの被害状況を再び想起することは、極めて大きな精神的負担を伴うものであることから、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

(5) 非親告罪化への適切な対応

改正法により、強姦罪等を親告罪とする規定が削除され、強制性交等罪や強制わいせつ罪が非親告罪となっているが、これは、親告罪であるために、性犯罪の被害者が告訴するか否かの選択を迫られていると感じたり、告訴したことで被告人から逆恨みされるのではないかという不安を持つことがあるため、非親告罪化することで被害者の精神的負担を軽減しようとするものであることから、被害者の意思を確認するなどの際は、改正の趣旨を十分に理解した上で、適切に対応すること。

2 適切な被害者支援の実施

(1) 性犯罪被害者に対する適切な支援の実施

捜査部門と犯罪被害者支援部門は相互に連携し、被害者の状況に応じて、部内カウンセラーや警察が委嘱している部外カウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、精神的被害のケアに特段の配慮をすること。

また、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担制度、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等の被害者支援制度について、被害者に対して適切に教示すること。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携すること。

(2) 被害少年に対する適切な支援の実施

人格形成の途上にある少年が、性犯罪被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、その精神的被害の回復を図るため、少年補導職員等の専門職員が、被害少年に対して適切な助言を行うなど必要な支援を実施するほか、必要に応じて、関係機関等への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、学校等と連携した環境調整等

の継続的な支援を適切に実施すること。

また、こうした支援業務は、担当職員のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、あらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱している臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を必要に応じて受けること。

3 指導教養の充実等

(1) 指導教養の充実

性犯罪捜査に関する専科教養、研修等の実施に当たっては、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた講義や、被害者の事情聴取場面を設定したロールプレイによる実践的な指導を導入するなど、より一層内容の充実に努めること。

(2) 警察職員に対する指導教養の実施

性犯罪は、夜間帯における急訴事案として認知する場合もあり、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、様々な警察職員が被害者からの事情聴取等に当たる可能性があることから、刑事部門の捜査員のみならず、性犯罪への対応が想定される警察職員に対しても、捜査過程における被害者への配慮等について、広く指導教養を行うこと。

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」主な成果（平成29年度）

総括

- 若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向け、社会を挙げての取組を進めている一方、問題は依然として深刻な状況にある。
- 関係行政機関等の相談窓口への相談割合が低いなど、引き続き課題が残されている。
- こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、今後とも、政府を挙げたより一層の取組が必要。

1. 更なる実態把握

- 男女間における暴力に関する調査<内閣府>
(平成29年12月調査/対象：全国20歳以上の男女)
無理やり性交等をされた経験*1：4.9% (約20人に1人)
うち女性性は7.8% (約13人に1人)
*1加害者は、配偶者・交際相手で47.6%、まったく知らない人で11.6%
→うち、だれかに被害の相談*2をした人：39% (女性：38.3%)
*2主な相談先は「友人・知人」(25.0%)、「家族や親戚」(13.4%)
- 若年層を対象とした性的な暴力の被害等に関するインターネット調査<内閣府>
(平成30年2月調査/対象：15歳(中学生除く)～39歳の女性)
・モデル、アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、
問いていない性的な行為の撮影を求められた経験のある人：11.3% (約9人に1人)
→うち、実際に求められた行為の撮影に応じた経験のある人：46.6% (約2人に1人)
→うち、だれかに被害の相談*3をした人：58.9% (約1.5人に1人)
*3主な相談先は「友人・知人」(27.4%)、「家族や親戚」(20.2%)

具体的な取組
(主なもの)

- 「JKビジネス」の営業に関する実態調査<警察庁>
「JKビジネス」店舗：131店 (H29.12現在)
→業態別では接触型が全体の約7割、店舗型は全体の5割強。
→地域別では東京都が全体の約6割、大阪府が全体の約3割。
※「JKビジネス」の規制条例の制定地域：愛知県(H27.3)、東京都(H29.3)、兵庫県(H29.12)。
※改正条例案を議会に上程した地域 (H30.3.16現在)：神奈川県、大阪府

2. 取組み等の強化

- 検挙件数 (H29.4～12) <警察庁>
・AV出演強要問題：4件3人 (強要罪等) ※スカウト行為は97件105人
※なお、H30.1警視庁において、AVプロダクション社員らを淫行勧誘等で検挙し、AV業界団体等への事件説明会 (合計171社179人出席) を実施。
・「JKビジネス」問題
経営者や客等の検挙件数：37件42人 検挙に伴う被害児童保護数：25人
○立入調査店舗数 (H29.4～12) <警察庁>
343店舗、うち124店舗が「JKビジネス」の店舗と判明

今後の取組

平成30年度末に、子供の性被害防止対策のための啓発DVDが完成予定であり、この啓発DVDを活用するなどして教育・啓発の強化を図るほか、引き続き、更なる実態把握や取締り等の強化等に努める。また、平成31年度予算として要求中の「子供の性被害防止の気運を高めるための広報啓発に必要な経費」により、いわゆる「JKビジネス」を含めた子供の性被害防止に関し、LINEを活用した広報啓発を実施する。

3. 教育・啓発の強化

- AV出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間 (H29.4)
- 被害防止教室 (H29.4～12) <警察庁、文部科学省>
・AV出演強要問題：6,910回、948,658人
・「JKビジネス」問題：10,908回、1,806,518人
- 新たな被害者を生まないための教育啓発の推進 <文部科学省等>
教員、生徒、保護者等、それぞれの属性に応じた研修等の実施
- AV業界団体への適用法令等の周知<厚生労働省、消費者庁>

4. 相談体制の充実

○公的機関の相談窓口への相談件数 (述べ数) ※相談件数については重複あり

	AV出演強要	JKビジネス
ワンストップ支援センター (H29.4～H30.2)	38件	13件
法テラス (H29.4～12)	30件	10件
警察の相談窓口 (H29.4～12)	8件	31件
女性センター等*4 (H29.4～H30.2)	24件	2件
合計	82件	56件

- 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 (H30.3)
*4全国の女性センター、配偶者暴力相談支援センター
全国42か所 (42都道府県)←全国36か所(36都道府県) (H29.3)

5. 保護・自立支援その他

- 消費者団体訴訟制度を活用した対応策の検討<消費者庁>
適格消費者団体である消費者機構日本が、AV人権倫理機構に対し、AV出演が明確に伝わり、個人の自己決定権を尊重する契約書によるよう意見書を提出。

子供の性被害に係る対策

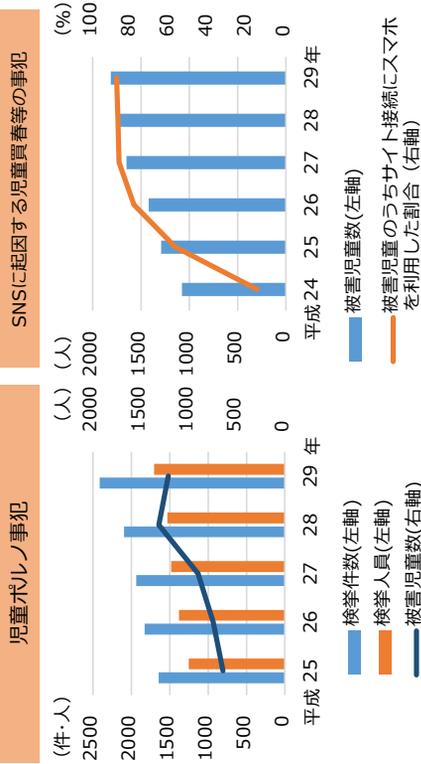
1. 子供の性被害とは

児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 子供の性被害をめぐる情勢



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 子供の性被害防止プラン策定の経緯

- 閣議決定 (平成28年 3月)
- 28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。
- 犯罪対策閣僚会議 (平成28年4月)
- 関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。
- 局長級会議等 (平成28年4月～)
- プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。
- 犯罪対策閣僚会議 (平成29年4月18日)
- プランを策定。定期的なフォローアップを予定している。

4. 子供の性被害防止プランの構成

- 6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。
1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
 2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
 3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
 6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

【通し番号52】

原議保存期間10年

(平成41年3月31日まで)

最高検刑第38号

平成30年7月24日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 落合 義和
最高検察庁公判部長 大場 亮太郎
(公印省略)

警察及び児童相談所との情報共有の強化について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者と協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点からは、警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで、代表者聴取を実施した後においても、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、上記の観点から、必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入手するなどし、情報の共有が図られるよう留意願います。

おって、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので、申し添えます。

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警察庁 丁刑企発第47号、丁生企発第490号
 丁少発第165号、丁捜一発第83号
 平成30年7月24日
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局捜査第一課長

警 視 庁 刑 事 部 長
 警 視 庁 生 活 安 全 部 長
 各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
 各 方 面 本 部 長
 各管区警察局広域調整担当部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 科学警察研究所総務部長

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け警察庁丁刑企発第69号ほか)により取組が進められているところ、今月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記の取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されているので申し添える。

記

1 代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

2 警察、検察及び児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の
取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により取組が進められているところ、今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)」において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 協同面接実施後の情報共有

協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。

2. 児童相談所、警察及び検察の連携強化

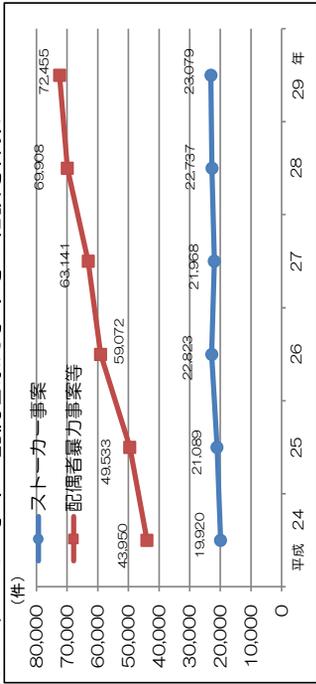
都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上

ストーカー事案・配偶者暴力事案等への対応

現状

ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成29年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移

○重大事案に急展開するおそれ ○都道府県警察の負担増

主な対応策

- 人身安全関連事案対応体制による迅速・的確な対応
- この種事案に的確に対処するためには、重案の各段階で関係機関等が連携して対策や支援を行うことが必要不可欠

改正ストーカー規制法 (H29.1.3施行 ※一部規定はH29.6.14施行)

国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加 (12案)

ストーカー総合対策 (H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議)

- 1 被害者等からの相談対応の充実
- 2 被害者情報の保護の徹底
- 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進
- 4 調査研究、広報啓発活動等の推進
- 5 加害者対策の推進
- 6 支援を図るための措置

女性活躍加速のための重点方針2018 (H30.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。

平成31年度概算要求

未然防止

ストーカー予防のための教育・啓発

ストーカー事案を発生させないための予防啓発を行うことが必要

- 生徒対象啓発パンフレット
- 被害者等対象リーフレット
- 加害者対象リーフレットの作成等

被害拡大防止

被害者の安全確保のための資機材の整備

自宅や職場等への押し掛け等の事案発生を鑑み、被害者の安全を確保することが必要

- ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの充実・整備

再発防止

ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携

ストーカー加害者の執着心や支配意識を取り除き、行為を沈静化させることが必要

- ストーカー事案加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス